



平成 19 年 4 月 13 日

各 位

上 場 会 社 名 イーサポートリンク株式会社
(コード番号：2493 大証ヘラクレス)
本 社 所 在 地 東京都豊島区高田二丁目 17 番 22 号
代 表 者 代表取締役社長 堀 内 信 介
問 合 せ 先 取締役 社長室長 伊 藤 史 雄
電 話 番 号 TEL (03) 5979-0784
U R L <http://www.e-supportlink.com/>

内部統制システム構築の基本方針における一部改定のお知らせ

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議いたしました。平成19年4月13日開催の取締役会において、子会社の発生に伴う法令遵守体制の一層の徹底を図るため、下記下線部分を加筆修正し、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、文書管理に関する規程に定める期間、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに保管し、管理するものとする。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 計算書類
 - ・ 稟議書
 - ・ その他当社が決定する書類
- ② 当社は、前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理に関する規程で定めるものとする。
- ③ 当社は、取締役、社員に対して、文書管理に関する規程に従って文書の保存、管理を適正に行なうよう周知・徹底するものとする。

2. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制確立のための委員会を設置し、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告させるものとする。

3. 取締役の職務の効率性の確保が図られるための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌を備えた権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用、取締役に対する必要な情報の提供を行なう。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することおよび業務の適正を確保するための体制

- ① 会社と取締役との取引、子会社と取締役との取引等については、取締役会の決議を要するものとする。
- ② 当社は、社長を委員長とし、各本部を管掌する取締役および常勤監査役、その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス体制確立のための委員会を設置し、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告させるものとする。
- ③ コンプライアンス行動規範を策定し、社員全員への浸透を図る。
- ④ コンプライアンス行動規範を受けた倫理綱領、コンプライアンス・マニュアルを策定する。職務権限に関する規程を適宜見直し、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制システムの確立を図る。
- ⑤ 管理職、一般社員に対して、必要な研修を定期に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社および他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては直ちに必要な研修を実施する。
- ⑥ 公益通報者保護法の施行を受け、内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
- ⑦ 内部監査に関する規程を定め、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- ⑧ 適時開示を果たすため、取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準の策定、当社に生じた情報が重要情報に該当するか否か・開示の要否・時期・方法等に関する事項を協議する「開示委員会」の設置等、必要な規程・体制を整備する。

5. 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および当社の子会社は、本基本方針に従い遵法意識の向上および業務の適正を確保することに努める。
- ② 子会社の役員を兼任する当社の役員を中心に子会社の運営を監督する。
- ③ 内部監査室による子会社の内部監査を実施するとともに、監査役の派遣等を通じて、適宜、子会社の適正な業務執行を監視する。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役ならびに使用人は、会社に損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、法令に従い直ちに監査役に報告する。

7. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は監査の実施にあたり必要と認める場合は、外部のアドバイザーを任用することができる。